



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

暖・冷房システム(ファンコンベクタ)

Heating and Cooling Systems/ Fan Convectors

BLS HS/B-b-5:2006

2006年12月28日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

優良住宅部品認定基準 暖・冷房システム(ファンコンベクタ)

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
- (6. 寸法)

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
 - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
 - (1.3 耐久性の確保)
 - (1.4 環境に対する配慮)
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - (2.1 適切な品質管理の実施)
 - (2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - (3.2 使用に関する情報提供)
 - (3.3 維持管理に関する情報提供)
 - (3.4 施工に関する情報提供)

III. 附則

優良住宅部品認定基準

暖・冷房システム(ファンコンベクタ)

I. 総則

1. 適用範囲

熱源機より循環供給された熱媒を、ケーシング内のコイルなどで熱交換し、内蔵されたファンを用い強制対流暖房を行う、室内に設置された 10kW 以下の暖房放熱器を対象とする。

2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については、「優良住宅部品認定基準(暖・冷房システム)」によるほか、による他、次による。

- a) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- b) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- c) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- d) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

構成部品は表－1による。

表－1 構成部品

構成部品名		構成の別 ^{注)}	備考
機器本体	ケーシング、熱交換コイル、ファン、制御部、機器内の配管、フィルター等	●	
操作部	バルブ等	△	
機器設置用 必要部品	機器本体の標準取付部品	●	移動型は除く
	耐震用支持金物	○	

注) 構成の別

- ：(必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下のとおりとする。

- a) 取付け下地の確認
- b) 機器本体の取付
- c) 機器付属搬送部材の温水コンセントへの接合（温水コンセントを使用する場合）

(6. 寸法)

II. 要求事項

ファンコンベクタの性能は、「優良住宅部品認定基準(暖・冷房システム)」による他、次による。

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 機器特性
 - 1) 暖房能力
暖房能力は、定格能力の近くで大きな能力差がないと共に、定格能力は、表示暖房能力の95%以上であること。
 - 2) 吹出し平均風速風量
標準状態に換算した算定風量は、定格風量の95%以上であること。
 - 3) 温風の到達範囲
ファンコンベクタの温風の到達範囲が明確であること。
 - 4) 室内風速分布
ファンコンベクタの室内風速分布が明確であること。
 - 5) 室内温度分布
ファンコンベクタの室内温度分布が明確であること。
 - 6) 運転騒音
ファンコンベクタの騒音レベルは、所定の位置・運転状態の時 45dB(A)以下であること。
 - 7) 消費電力
電動機その他標準装置電気品を含めた消費電力は、定格消費電力が 30W以下のものについては表示値の125%以下、30を超え100W以下のものについては120%以下、100を超え1000W以下のものについては115%以下であること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 移動型機器の安定性
移動形の放熱器は、傾斜しても容易に転倒しないとともに、転倒させても放熱器本体に異常がないこと。
- b) 電気性能
 - 1) 絶縁抵抗
通常の使用状態で運転し、停止した時の絶縁抵抗は1MΩ以上であること。
 - 2) 耐電圧
通常の使用状態で運転し、停止した時の耐電圧は、定格電圧が100Vのものは1000V、定

格電圧が 200V のものは 1500V の電圧を充電部と非充電金属部との間に連続して 1 分間加え異常が無いこと。ただし、定格電圧が 200V で定格出力が 400W 未満の電動機、コンデンザなどは 1000V、対地電圧が 30V 以下の回路については 500V とする。

c) 各部の温度上昇

電動機巻線の温度は A 種絶縁のものは 100℃以下、E 種絶縁のものは 115℃以下、B 種絶縁のものは 120℃以下、F 種絶縁のものは 140℃以下であること。

d) 通水抵抗(損失水頭)

温水コイルの通水抵抗試験を実施し、温水を定格流量値の±50%の範囲内の特性をグラフ化し、表示通水抵抗の 110%以下であること。

e) 通水部の気密・耐圧

1) 気密性・耐圧性

温水コイル通常の使用状態で漏れないこと。

2) 温水閉止性能

通常の使用状態を想定した閉じた時の温水開閉弁の温水出口からの漏水量は、100cc/min 以下であること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 使用上の安全性

1) 移動形機器の安全性

放熱器は水平に置かれた場合、傾斜角度 10 度で転倒しないこと。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

(1.3 耐久性の確保)

(1.4 環境に対する配慮)

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

(2.1 適切な品質管理の実施)

(2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

(3.2 使用に関する情報提供)

(3.3 維持管理に関する情報提供)

(3.4 施工に関する情報提供)

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（暖・冷房システム（ファンコンベクタ）BLS HS/B-b-5:2013）は、2006年12月28日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（暖・冷房システム（ファンコンベクタ）BLS HS/B-b-5:2005）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準

(暖・冷房システム(ファンコンベクタ)) の解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準 (暖・冷房システム(ファンコンベクタ))」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 附則の追記

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

II 基準改正の履歴

【2006年12月28日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実
 - a) 認定基準の性能規定化
 - b) 認定基準の充実
 - c) 評価基準の制定

【2005年9月9日公表・2005年12月1日施行】

1. 施工方法の明確化等の変更

【2003年4月1日公表・施行】

1. 放熱能力の基準値変更

【2001年1月10日公表・施行】

1. ユニット別基準の制定